

論文審査の要旨
Summary of Dissertation Review

博士の専攻分野の名称 Degree	博 士 (学 術)	氏名 Author	KRASNY JAROSLAV
学位授与の要件	学位規則第4条第①・2項該当		
論 文 題 目 Title of Dissertation Examining the Interpretation of the Principle Prohibiting Superfluous Injury or Unnecessary Suffering: From the St. Petersburg Declaration of 1868 to the Treaty on the Prohibition of Nuclear Weapons			
論文審査担当者 Dissertation Committee Members			
主 査 Committee Chair	教授 川野 徳幸	印 Seal	
審査委員 Committee Member	教授 吉田 修		
審査委員 Committee Member	教授 片柳 真理		
審査委員 Committee Member	准教授 友次 晋介		
審査委員 Committee Member	准教授 掛江 朋子		
〔論文審査の要旨〕 Summary of Dissertation Review			
<p>本論文題目（和訳）は、「過度の障害または無用の苦痛禁止原則の解釈に関する考察：1868年のサンクトペテルブルク宣言から核兵器禁止条約まで」であり、武力紛争法にある基礎的な原則である無用の苦痛禁止原則について、その解釈の違いの原因を検討し、無用の苦痛禁止原則は軍事的必要性との比較のみではなく、医学の側面から解釈できることを明らかにした論文である。</p> <p>第一章では、本研究の動機、先行研究（及び本研究との相違）、研究の背景、本論の構成、研究課題、研究目的、重要性、オリジナリティなどをまとめている。第二章は無用の苦痛禁止原則について、19世紀の国際法まで遡り伝統的な紛争法解釈の側面から検討した。第三章ではベトナム戦争におけるナパームや焼夷弾の使用による医学的な被害、その意味について検討した。第四章では核・化学・対人地雷、そしてナパームといった、大量破壊兵器及び特定通常兵器による人体への影響を医学の側面から検討した。同時に、イラン・イラク戦争の化学兵器被害者である退役軍人へのインタビューも行い、質的な側面からの分析も行った。第五章では、特定通常兵器禁止条約、化学兵器禁止条約、地雷禁止条約、そして核兵器禁止条約を対象に、無用の苦痛原則がそれら条約締結においてどのように影響したかを検討した。また、各条約の交渉において、無用の苦痛禁止原則はどのように取り上げられ、そしてどのように解釈されたかについて法的分析を行った。第六章では、無用の苦痛原則に関する法的事件を検討し、地域人権裁判所や国内裁判所の判決に関する法的分析を行なった。最終章では、継続的な長期的健康への影響、特に、放射線による後障害などは、無用の苦痛禁止原則に反していると説く。また、無用の苦痛禁止原則は伝統的な軍事的必要性との比較のみではなく、医学の側面から兵器の影響を判断することによって、その規範的実質は強化されることを指摘した。</p> <p>学位審査の口述試験では、先の予備審査で指摘された点を中心に審議が行われた。申請者は、修正一覧表をもとに修正点を詳細に説明し、審査委員はそれを確認した。ただ、幾つかテクニカルなミス（引用表記、インターネット文献へのアクセス日の表記など）があ</p>			

り、修正することとなった。後日、審査委員会は適切に修正されていることを確認した。

このような内容を持つ本論文は、核兵器禁止条約の有効性を高める方法をも検討し、核兵器の非人道性を法的に解釈したものであり、学問的にも社会的にも大変有意義な研究である。

なお、論文の一部は査読付き学術誌への論文 (Krasny, Jaroslav (2020), Do Tactical Nukes Break International Law?, *Bulletin of the Atomic Scientists*. [online. IF 2.204 in 2021] を含む 3 報) として発表済みであり、学位論文提出要件を満たしていることが確認された。

以上、審査の結果、本審査委員会委員は、本論文が著者に博士 (学術) の学位を授与するに十分な価値があるものと認めた。